

4 監 査 第 5 3 号
令 和 4 年 8 月 1 2 日

請 求 人 (略)

愛 知 県 監 査 委 員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 川 嶋 太 郎

同 青 山 省 三

地 方 自 治 法 第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 に つ い て
(通 知)

令 和 4 年 6 月 27 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号)
第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 (以 下 「 本 件 住 民 監 査 請 求 」 と い
う 。) に つ い て は 、 別 紙 の 理 由 に よ り 却 下 し ま す 。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和4年6月27日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県教育委員会教育長

2 請求の対象となる財務会計行為

愛知県が愛知県教育委員会教育長を代表者としてリース業者との間で締結したプロジェクトの賃貸借（リース）契約（以下「本件契約」という。）において、リースした1,042台のうち、1台を愛知県教育委員会（岡崎西高等学校）が紛失した。その紛失した賠償金を紛失した責任者がリース業者に支払わず、違う名目の金銭をリース業者に支払うことで清算した。

3 上記の行為が違法・不当である理由

紛失した責任者がその相当金額をリース業者に賠償することなく、紛失後に違う名目の金銭を支払うことにして、賠償金額と同等金額を愛知県の税金でリース業者に支払った。

4 請求する措置

- (1) 紛失した責任者が、紛失したリース物品について賠償すべき金額をリース業者に支払う。
- (2) 紛失後に違う名目の金銭を愛知県の税金からリース業者に支払った責任者が、その金額を愛知県に戻す又はリース業者から愛知県に戻させる。
- (3) 盗難の可能性について、警察に相談するべきだったがしたのか。
- (4) 県職員の一人1台パソコンを紛失しても、他の名目で賠償金額と同等金額を業者に支払えばよいではないか。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

請求人は、教育委員会がプロジェクト1台を紛失した後に「違う名目の金銭」をリース業者に支払ったことが違法又は不当な公金の支出であると主張していると解されるが、審査の過程で、当該支出は、教育委員会とリース業者との協議の結果、リース台数を1台減少させる変更契約を締結するとともに、変更契約日の翌月から契約期間満了日までのリース料残額に相当する額を解

約調整金として支払ったもので、令和3年5月7日に行われていたことが認められた。

一方、本件住民監査請求は、令和4年6月27日付けでなされており、本件支出があった日から1年を経過してなされたものであることは明らかである。

法第242条第2項は、住民監査請求は、「当該行為（違法、不当な公金の支出等の行為）のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定している。

同項ただし書にいう正当な理由の有無は、「特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足る程度に当該行為の存在及び内容を知ることができた」と解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである」（最高裁平成14年9月12日判決）とされている。また、「住民がなすべき「相当の注意力」をもってする調査は、住民であれば誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、住民の方で積極的に調査することを当然の前提としているものと解すべきである」（神戸地裁平成16年11月9日判決）とされている。

ここで、本件支出に係る文書は、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の規定により、いつでも開示請求が可能であることから、相当の注意力をもってすれば客観的にみて当該行為を知ることができたものであり、財務会計上の行為から1年以上経過した請求に正当な理由があるとは認められない。また、愛知県職員措置請求書にも、その理由は何ら記載されていない。

念のため、請求人に対して、本件住民監査請求が1年以上経過してなされたことについて理由を確認したところ、その内容は、本件支出の違法・不当性について重ねて主張するもの、本件支出とは異なる財務会計行為の違法・不当性について主張するもの等であり、本件支出があった日から1年以上を経過したことの正当性に関する主張とは認められなかった。

以上のとおり、本件住民監査請求は、法第242条第2項で定める1年の期間を経過してなされたものであり、1年を経過した後に監査請求することについて同項ただし書の「正当な理由」を認めることができず、不適法と言わざるを得ない。

なお、念のため付言すれば、本件契約には、借主が賃貸期間中に対象物件を紛失した場合の処理を明記した規定は存在しないところ、紛失発覚後、両当事者間において、紛失を前提とした本件契約の変更契約を締結し、愛知県が紛失

について解約調整金の名目に対応処理を行ったことについて指摘すべき問題はなく、違法又は不当な公金の支出を認めることはできない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。